

## ★平成30年度業務改善助成金

毎年25円以上も最低賃金が上がり、主にパートを多数雇用しているスーパーや飲食店などに大きな影響が出ています。地方ばかりでなく都市部においても「人手不足」に輪をかけて経営を圧迫していますね。

『業務改善助成金』は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで「事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)」の引上げを図るための制度です。

### 【概要】

- ・事業場内最低賃金を一定額以上引上げ
- ・設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)等を行う

### 【助成額】

引上げ額	助成率	労働者の数	上限	助成対象
30円以上	7/10※ ↓ 生産性要件満たすと3/4※	1~3人	50万	最低賃金1,000円未満
		4~6人	70万	
		7人以上	100万	
40円以上		1人以上	70万	800円以上1,000円未満

※助成率 7/10 は、常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4

※「生産性」とは決算金額から算出した、労働者一人当たりの付加価値を言う。

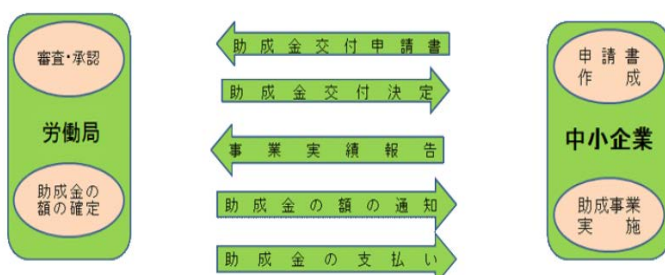
### 【生産性向上に資する設備・機器の導入例】

- ・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- ・専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

### 【支給の要件】

- ①賃金引上計画を策定する(就業規則に規定)
- ②引上げ後の賃金額を支払うこと
- ③生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより、業務改善を行い、その費用を払う
- ④解雇、賃金下げ等の不交付事由がない

### 【手続きのながれ】



## ★働き方改革で協定締結

千葉県経営者協会(小島信夫会長)と千葉県労働基準連合会(岩山眞士会長)と千葉県社会保険労務士会(森義孝会長)は相談窓口の開設やセミナーの共同開催などを内容とした「働き方改革に係る連携協力に関する協定」を締結した。

三者による働き方改革推進に関する協定は全国で初めて。県内の労使であれば無料で相談やセミナーが受けられるようになるでしょう。千葉県の企業と労働者の一助となるよう願っています。

## ★違法な長時間労働倍増

2017年度、長時間労働への立ち入り調査により、千葉県内504事業所に是正勧告を交付した。これは、前年の236事業所の倍となった。

監督指導は、通報や過労死の労災請求があった1040事業場に対し行い、違法な時間外労働や賃金不払い残業などの法令違反は738事業場(71%)。

504事業場は、「時間外労働の協定」を締結しておらず、締結していても協定の限度時間を超える時間外労働をさせていた。調査した事業所の1カ月の時間外労働は、次のとおり。

(80時間超が通常の過労死ライン)

200時間超	1.8%	150時間超	12.5%
100時間超	53.6%	80時間~100時間	8.5%
80時間以下	23.6%		

ほぼ3/4の事業所が過労死ラインの時間外を行っていたことになる。万一過労死になり、労働契約法の安全配慮義務違反に問われると、約1億円の損害賠償請求もあり得ますよ〜。



藪欄(やぶらん)